

エクアドルにおける国営マイクロクレジット

——条件付所得保障給付の理解のために

山田 晋

一 はじめに

(一) 条件付所得保障制度のラテンアメリカの現状

ミレニアム開発ゴール (MDG) の達成が危ぶまれる中、貧困は依然として人類最大の脅威である。ラテンアメリカは社会保険の先発国でありながら、南米大陸の全人口の二〇%程度しか社会的保護が及んでいない。社会保険の人的適用範囲が、正規労働者とその家族に限定される傾向にあり、社会保険を中心とした社会的保護は十分機能していない。それゆえラテンアメリカでは、受給者に一定の行為を要求し、ターゲットイングという手法により「効率的」に受給者を選定する、無抛出の社会的扶助である「条件付所得保障制度」(transferecia monetaria condicionada: transferencia efectiva condicionada) が展開されている⁽¹⁾。あるいは無抛出の社会保障制度を創設し、経済的弱者を保護しようとしている⁽²⁾。また国際労働機関 (ILO) は、社会的保護の拡大を社会保

険の適用範囲を拡大することにより達成しようとする従来の方針に加え、他の国際機関との協働的な新たな社会政策を進めようとしている⁽³⁾。社会保険の拡大により社会的保護を人々にくまなくおよぼすという手法は、今日ではもはや「夢物語」にすぎない。

ラテンアメリカ諸国の半数以上の国々が条件付所得保障制度を採用しているが、条件付所得保障制度はラテンアメリカのみで展開されているわけではなく、バングラデシュやアフリカにおいても展開されている。もちろん、条件付所得保障制度はそれを採用する国の事情により、さまざまな個性がある。

ラテンアメリカ諸国の条件付所得保障制度の中でも、エクアドルは能力開発 (desarrollo humano) に重点を置いているのが特徴である。それはマイクロクレジット (microcrédito) の活用を条件付所得保障制度に組み込んでいる点にみられる⁽⁴⁾。本稿はエクアドルの条件付所得保障制度である「人間の発展のための手当」(Bono de Desarrollo Humano BDH) の理解のために、エクアドルで展開される国営マイクロクレジットについて紹介・検討する。

(二) マイクロクレジットの概要

マイクロクレジットは、一般的商業銀行では融資を受けられない人々に向けて、担保不要または担保を要し、少額の融資を行うものである⁽⁵⁾。二〇〇五年は国連により「マイクロクレジット国際年 (International Year of Microcredit)」とされ、二〇〇六年には、バングラデシュでマイクロクレジットを創設し貧困削減に寄与した功績によりムハマッド・ユヌス (Muhammad Yunus) 氏がノーベル平和賞を受賞し、一躍耳目を集めることとなっ

た。マイクロクレジットは貧困削減の特効薬のように評価される一方で、最貧困層には融資されず貧困削減にはさほどの効果は期待できないという消極論も存在する。

マイクロクレジットは国家機関が直接運営する、あるいは委託するもの、NGOや共済組合が運営するもの、商業銀行が運営するものなど様々で、融資目的も起業や事業経営のための融資に限定するものや、生活費のための貸し付けも認めるもの、融資以外に各種サービスも実施するものなど様々な形態がある。

エクアドルでもマイクロクレジットの運営は、商業銀行、貯蓄信用組合 (cooperatives de ahorro y crédito COAC) や共済組合 (mutualista)、公共銀行 (banco público) など、多様であるが⁽⁹⁾、本稿では「人間の発展のための手当」受給者が利用できる国営のマイクロクレジットに限定して検討する。なお「人間の発展のための手当」受給者に限定されない国営マイクロクレジットとして、コレア大統領が導入した、基本的に農民、先住民を対象とする「五五五クレジット」(Crédito 555) がある。

なお筆者のエクアドル滞在中、「社会保障プログラム」庁 (Programa de Protección Social PPS) のデイビッド・アロミア (David Alomia) 博士、ディエゴ・マルティネス (Diego Martínez) 博士には資料提供、インタビュー、視察同行などで大変お世話になった。またモニカ・プラッツァー (Monica Platzer) 女史にはマイクロクレジットの視察同行でお世話になった。記して感謝する。

また本稿において各種データについては特にことわりのない限り、「社会保障プログラム」庁のホームページ

を 出 典 と す る (<http://www.pps.gov.ec>)。

注

- (1) 「条件付所得保障制度」につき、山田晋「社会保障の役割の再検討―先進国・工業化諸国と発展途上国における社会保障の異同から―大曾根寛・金川めぐみ・森田慎二郎編『社会保障法のプロブレマティク』法律文化社(二〇〇八年)、五八頁以下所収、同「ラテンアメリカの社会政策」社会保障法となり得るか?」明治学院大学社会学部付属研究所『研究所年報』三九号(二〇〇九年)、五五頁以下、参照。

また、条件付所得保障制度を「誘導的手法」の視点から論じたものとして、長沼建一郎「自立」「支援」のための政策手法の検討―社会保障給付における誘導的手法」菊池馨実編著『自立支援と社会保障 主体性を尊重する福祉、医療、所得保障を求めて』日本加除出版(二〇〇八年)九七頁以下所収、参照。

メキシコの制度につき、山田晋「メキシコにおける貧困政策:『Oportunidades』について―新しい社会扶助?』『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』一三三号(二〇一〇年)、五一頁以下参照。

- (2) 例えばブラジルの「継続的現金給付」(Benefício de Prestação Continuada BPC)やグアテマラの「高齢者のための経済支援プログラム」(Programa de Aporte Económico del Adulto Mayor)、ボリビアの「尊厳のための年金」(Renta Dignidad)などがある。グアテマラの無拠出年金につき、山田晋「グアテマラにおける高齢者の所得保障―無拠出年金をめぐって」『週刊・社会保障』二五三七号(二〇〇九年)四二頁以下、参照。ボリビアの無拠出年金につき、山田晋「ボリビアの「尊厳のための年金法」(Ley de la Renta Dignidad)ノート」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』一三三三号(二〇一〇年)二七五頁以下参照。

- (3) 山田晋「ソーシャルプロテクション・フローア…新しい国際機関共働型国際社会政策について」『週刊・社会保障』二五九五号(二〇一〇年)四四頁以下参照。

- (4) 他にエルサルバドルの「連帯制度」(Red Solidaria)がある。
- (5) ラテンアメリカのマイクロクレジットにつき、桑原小百合・成田哲郎「ラテンアメリカのマイクロファイナンス」『国際金融』一二〇七号(二〇〇九年)、五八頁、飯塚昌代「マイクロクレジットにおける連帯保証のメカニズム―ボリビアのプロ・ムヘールの事例研究」『国際協力研究』一五卷一号(通巻二九号)(一九九九年)、八一頁、安原毅「リマ市におけるマイクロ・クレジットの実態」『ラテンアメリカ論集』三六号(二〇〇二年)、六三頁など、参照。
- (6) 国内には概ね五〇〇以上のマイクロクレジットがあるが(Banco Interamericano de Desarrollo en Ecuador, *La Microempresa en Ecuador: perspectivas, desafíos y lineamientos de apoyo*, BID, 2006, at p.12) エクアドルのマイクロクレジットとして四〇年近い歴史を持つ「エクアドル民衆前進基金」(Fond Ecuatoriano Populorum Progreso FEPP)は最大のものである(Gabriela Fernández A. El Microcrédito. Una Alternativa por Explorar. Propuesta para la Participación del Banco Central del Ecuador. *Apuntes de Economía*, N° 19, 2001)。

二 エクアドルの条件付所得保障制度

国民の生活保障は一義的には社会保障制度によってなされるべきであるが、他のラテンアメリカ諸国同様、エクアドルの「社会保障」(seguridad social) 制度はきわめて限定的である。

二〇〇八年のエクアドル共和国憲法(Constitución de la República del Ecuador)は社会保障の権利を「よりよき生存の諸権利」(derechos del buen vivir)の1つとして捉え、三四条において以下のように規定する。

三四条 社会保障の権利はすべての国民の放棄できない権利(derecho irrenunciable)であり、国家の第一義的

エクアドルにおける国営マイクログレジット

な義務であり責任 (deber y responsabilidad primordial) である。社会保障は、個人および集団の必要性に配慮し、連帯 (solidaridad) 、強制性 (obligatoriedad) 、普遍性 (universalidad) 、平等 (equidad) 、効率性 (eficiencia) 、持続可能性 (subsidiaridad) 、十分性 (suficiencia) 、明瞭性 (transparencia) 、そして参加 (participación) の原理により統制される。国家は、無償の家事労働に従事する者、農村における自立のための諸活動 (actividades para el auto sustento en el campo) 、全ての形態の自立労働 (toda forma de trabajo autónomo) 、そして失業状態にある者を含む社会保障に対する権利の完全な行使を保障し、実現する。

ここでは抽象的かつ包括的社会保障制度の存在を規定しているが、より詳細な憲法三七〇条では「エクアドル社会保障公社」(Instituto Ecuatorian de Seguridad Social IESS) が社会保障制度を担うことが想定されている。さらにこれらの憲法規定を受けた社会保障の実定法である「社会保障法」(Ley de Seguridad Social) は、「エクアドル社会保障公社」により給付される社会保障給付に関する法である。

エクアドル社会保障公社は、基本的には正規労働者とその家族の社会保障給付を行う。そのため大多数の国民はその恩恵に被ることはない。¹⁾

またエクアドルには全国民を対象とする社会保障制度がなく、貧困層への選別的な社会的保護が部分的に存在するのみである。



写真1 首都キトにある「社会保護プログラム」庁 (PPS)

エクアドルの「条件付所得保障制度」は、経済社会統合省 (Ministerio de Inclusión Económica y Social MIES) の「社会保護プログラム」庁 (Programa de Protección Social PPS) が管轄する「人間の発展のための手当」(Bono de Desarrollo Humano) と呼ばれ、貧困世帯の世代間浸透を避けること、と人的資源の拡大を目的とする。とくに五歳児までの劣悪な栄養状態を解消し、疾病を予防すること、六〜一六歳の基本的な教育の確保を、手当を通して行う(写真1)。

貧困世帯の子が成長と発育のチェックのために定期的に保健所に行くこと、五歳までは予防注射接種が保健に関しての手当受給の条件となる(ただしこれらの「条件」が実際に課されるのは二〇〇九年からである)。またその子が小・中学校に月または年の八〇%以上の出席が要件となる。これらの条件を満たした場合に月三五ドルが世帯に支給される。エクアドルの人口の約四〇%がこの制度を利用している。

エクアドルにおける国営マイクロクレジット

注

(1) 二〇〇五年の時点で、社会保障制度によりカバーされるのは全人口の一五・三％に過ぎない (Fabio Durán Valverde, Ecuador: Diagnóstico de la seguridad social, OIT, 2008, at p.6)。

三 国営マイクロクレジット

エクアドルの「条件付所得保障制度」である「人間の発展のための手当」との関係で検討されるべきマイクロクレジットは、BDHを運営する「社会保護プログラム」庁によって運営される「人間の発展のためのクレジットCDH」(Créditos para Desarrollo Humano CDH)である。二〇一〇年現在、「社会的保護プログラム」庁によって運営されるマイクロクレジットは、CDHのみであるが、二〇〇九年までは二つのマイクロクレジットが「社会保護プログラム」庁に存在した。いまひとつは、「連帯の生産クレジットCPS」(Créditos Productivo Solidario CPS)である。両者の違いは、担保(garantía)を必要とするかと、利率にあった(写真2・3)。筆者が「社会保護プログラム」庁の協力を得てマイクロクレジット利用世帯を「見学」した当時は二つのマイクロクレジットが存在したので、以下には二〇一〇年以前の制度についても言及する。

なお、エクアドルのこれらのマイクロクレジットは、法律を根拠とするのではなく、行政令(Decreto Ejecutivo)を根拠とする(Decreto Ejecutivo No1392, 2001)。



写真2 「社会保護プログラム」庁のCDHの広報カード



写真3 「社会保護プログラム」庁のCPSの広報カード

(一) 国営マイクロクレジットの概要

目的：二つのマイクロクレジットともに、何らかの社会的保護を受けている者が、零細事業 (pequeño negocio; micro empresarial) を営んでいる場合、その事業を成長させるために必要な資金を融資することにより、事業を成長させ、その収入を確保することを目的とする。

利用者：クレジットの利用にあたり申請者 (solicitante) はBDH、「高齢者年金」(Pensión para Adultos Mayores)、「障害者年金」(Pensión para Personas con Discapacidad)の受給の資格をもつ受給者でなければならぬ。

利率 (Tasa de Interés)：CDHは年利5%であり、CPSは商業銀行の貸し出し利率と同じで一八%前後である。
期限 (Plazo)：融資額に応じて最長二年。

融資額 (Monto)：CDHは三六〇ドルまで、CPSは六〇〇ドルまでである。なお二〇一〇年にマイクロクレジットがCDHに一本化されたからは融資額は最大で八四〇ドルとなった。

運営：二つのマイクロクレジットの運営は、最終的には「社会保護プログラム」庁が管理するが、利用者の審査

や貸し付けなどの具体的な実践活動は、NGOなどかあるいは国立援助銀行 (Banco Nacional de Fomento BNF) が行うことになる。国立援助銀行は、中小企業の支援やBDHの受給者の研修や他の政府系のマイクロクレジットの窓口業務などを行っている。

NGOなどがマイクロクレジットを行うにあたっては、全国金融公社 (Corporación Financiera Nacional CFN) によって認証されることが必要である。

NGOや金融機関、あるいは一年以上、マイクロファイナンスで業務を行ってきた法人・個人 (personas naturales o jurídicas) といった運営主体は、創設の定款・規約 (Estatuto de creación) 、納税証書 (Registro Único del Contribuyente RUC) などの書類をあらかじめ提示し、全国金融公社と、資源の分配・配置と譲渡 (colocación y transferencia de recursos) の協定 (convenio) に署名しなければならない。

マイクロクレジットの運営主体は、「人間の発展の手当」の受給者への市民の権利 (derechos ciudadanos) についての研修活動 (capacitación) を委託される。運営主体の種別は、二〇〇九年のCDHについて見れば、BNFが全体の八〇%でその他が二〇%である。全取扱い融資額の割合もほぼ同率である。

なおデイエゴ・マルティネス博士へのインタビューによれば (二〇〇八年十二月二三日)、NGOのような民間組織の方がその地域の利用者を良く知っているので、融資返済が焦げ付くとか失敗する例は少なく、よくコントロールされているという。NGOによる、対象者の審査などで六箇月の事業実績があればOKを出し、「社会保



写真4 マイクロクレジット利用者の家屋。左は PPS のスタッフ。右は NGO のスタッフ

「保護プログラム」庁は基本的にはその審査判断を尊重する（写真4）。BNFの場合は、かなりいい加減で、例えば、九五歳の高齢者に貸し出して二箇月後に利用者が死亡したケースもあるという。

申請・マイクロクレジットに申請しようとする者は、少なくとも以下の書類を準備しなければならない。

- ・ 国籍・市民権の書類のコピー（Copia de Cédula de ciudadanía）
- ・ 投票用紙のコピー（Copia de Papeleta de votación）
- ・ 水道、電灯（luz）、電話のレシート（recibo）、あるいは配置図（croquis de ubicación）
- ・ 企業の資金投入による購入物品の請求書のコピー（Copias de facturas de compra de insumos del negocio）

これらの書類を受給者がマイクロクレジットの運営主体たるNGO、BNF、金融機関などに持参す

る。運営主体の担当者が書類等を確認し、当該申請者がBDHの支給の資格をもつ受給者であるかをウェブで確認する。そして融資対象事業が六箇月以上営業しているかを確認するための事業所の訪問を行う。更にクレジットのテーマを評価し、審査にパスすれば、融資が受けられる。

研修には、BNF自身が行うものがある。「CDHの受給者にむけての研修プラン」(“Plan de Capacitación hacia los beneficiarios del CDH”)である。

この「プラン」の目的は、CDHに同意したBDHの受給者が、社会的保護や恒常的な浪費といった経済的・社会的リスクを最小にすることを目的に行われる。クレジットの使用や貯蓄、支出などについての重要性を自覚させるための「家計のアルファベット」(Alfabetización Financiera)から始まり、小売業(Minorista)、農業、牧畜(Pecuario)などの特定の領域についての「特別研修」(Capacitación Específicas)などがある。

これらの研修には、社会開発連携省(Ministerio de Coordinación de Desarrollo Social MCDS)、国立援助銀行(BNF)、エクアドル職業訓練・研修サービス(Servicio Ecuatoriano de Capacitación y Formación Profesional SECAP)、職業訓練・研修全国協議会(Consejo Nacional de Capacitación y Formación Profesional CNCF)、「社会保護プログラム」庁が関与している。

(二) 国営マイクロクレジットの実施状況およびデータ

エクアドルの国営マイクロクレジットの利用の圧倒的多数は都市である。

エクアドルにおける国営マイクロクレジット

二〇〇九年のCDHの総計は、BNFの貸し付けを受けた数は九四、五〇〇件、その他の組織の貸し付けを受けた世帯は二三、五九〇件で、総計一一八、〇九〇件で総額四三、九五三、〇七四・六二ドルである。CPSは総件数六一六件で総額三五一、四六〇ドルである。

マイクロクレジットの用途は、二〇〇九年のCDHについては、商業(四二%)、小動物の飼育(Crianza animales menores) (三八%)、農業(一〇%)である。⁽¹⁾

PPSスタッフ、デイエゴ・マルティネス博士、モニカ・プラッツアー女史へのインタビューによれば(二〇〇八年二月二三日)、マイクロクレジットはコスタ(Costa 海岸地方)とシエラ(Sierra 中央アンデス地方)が多く、オリエント(アマゾン)は少ないという。おそらく、オリエントでは「アマゾン銀行」(Banco Amazon)が融資などの金融サービスを実施していると思われる。もともとアマゾンは土は赤土なので農業には適さないからだろうとのことである。

注

(1) Ministerio de Coordinación de Desarrollo Social -Subsecretaría de Programas y Proyectos Social Productivos, Informe de Gestión de Capacitación CDH, Mayo 2010, N. de informe: MCDS-PPS-CDH-002.

四 マイクロクレジットの実例

(一) インバブーラ県の概要

筆者は二〇〇八年二月二三日にPPSスタッフ、マルティネス博士、プラッツアー女史のマイクロクレジット利用世帯の訪問に同行することができた。突然実現した「見学」であり、言語の問題等もあり、詳細な調査はできなかったが、クレジット利用世帯の一面を垣間見ることができたように思う。

エクアドルの首都キトの北部にあるインバブーラ (Imbabura) 県のサン・パブ罗湖 (Lago San Pablo) 付近のサン・ラファエル (San Rafael) およびサン・パブロ (San Pablo) という村の三世帯の訪問に同行した (写真5)。インバブーラ県は、面積四五九九平方キロメートルで人口約三四万人の県で、県都はイバラ (Ibarra) で、主要都市はオタバロ (Otavalo) である。この地域にはオタバロ族が住む¹⁾。PPSスタッフの言によれば、オタバロ族はエクアドルにおいて例外的に積極性に富む民族であるということ、商業の民と評されている。

県全体のBDHの受給者は、二〇一〇年一〇月の時点で、五四、四三九名である。都市部と農村部の受給者ま²⁾ずは、農村部六〇%、都市部四〇%である。マイクロクレジットの利用者数は表1の通りである。

(二) インバブーラ県の事例

この地域の国営マイクロクレジットの運営はNGOである「開発のためのオルタナティブ基金」(La



写真5 インバブーラ県の村。黒いスカートがオタバロ族の民族衣装

表1 インバブーラ県の「人間の発展のクレジット」利用状況・利用者数と額（2009年）

月	インバブーラ利用者 (人)	全国利用者 (人)	インバブーラ貸付額 (USドル)	全国貸付額 (USドル)
1	277	7,912	93,656	2,681,747
2	650	9,285	221,126	3,152,801
3	628	10,250	213,159	3,474,244
4	381	12,951	129,233	4,381,974
5	469	14,941	158,771	5,066,672
6	530	8,222	178,921	2,785,348
7	308	7,959	104,784	2,696,470
8	299	5,012	108,974	1,753,419
9	467	5,600	186,003	2,221,358
10	747	9,540	296,866	3,795,152
11	567	12,741	225,543	5,070,396
12	811	13,677	369,313	6,873,494
平均	511	9,841	190,529	3,662,756

「社会保護プログラム」庁のホームページ（<http://www.pps.gov.ec>；2001年10月13日アクセス）のデータより筆者作成

Fundacion Alternativas para Desarrollo) (かつては「連帯銀行」Banco Solidariaと呼ばれていた)が行っている。

訪問世帯1…夫婦と子どもの世帯で、トトローラ(Totorá)と呼ばれる葦を買ってきて、夫婦でこの素材で莫塵(チヨチヨ)を作っておタバロで売る。その他にも小さな売店をやっている。衣服も作っているがこれはリスクいなのでこれに対してはローンはしていない。

クレジットでトトローラを大量に買うことができるので、夏に大量に買った材料で冬に莫塵を沢山造れるのである。クレジットでトトローラを大量に買うことができると、夏に大量に買った材料で冬に莫塵を沢山造れるのである。リがたいと、利用者は話す。他にも、他のNGOからマイクロクレジットを受けているが、さらに事業を拡大したいという(写真6,7)。

訪問世帯2…大家族でコンクリートのビル(建設途中で資金切れ…:のようなが)を持っている(マルティネス博士が言うには、おそらく次の調査でこの世帯はBDHからははずれるだろうという)。

豆料理を売っている。土地は自分たちのものである。豆を自らが生産しているわけではなく、豆の材料を買ってきて、それをあらって豆料理を作っている。

訪問世帯3…訪問世帯1と同じく、トトローラから莫塵を作っている。ただし売るのはオタバロではなく、グヤアキル(Guayacmil)(エクアドル最大の都市であるが、ここからはバスで八時間半ぐらいかかる)である。その方が高く売れるからだという。夫は付近のバラ農場で臨時に働いたりしている(エクアドルは世界有数のバラの産



写真6 マイクロクレジット利用者の住宅。中央はPPSのプラッツァー女史



写真7 トトーラを編む利用者夫妻



写真8 マイクロクレジット利用者の住宅

地である）（写真8）。

（三）感想

マイクロクレジットの利用者は、BDHの受給者であるから極貧を想像していたが、実際に会ってみれば「したたかな実業家」という印象を受けた。マルティネス博士の説明によれば、オタバロ族はエクアドルの諸族の中では例外的で、世界中何処へでも商売に出かける、商才に長けている。だから非常にプログレッシブであり、エクアドルの一般的なBDHの受給者層とは違うという。私も同感である。

しかしそれでもラテンアメリカの他の条件付所得保障制度の利用世帯の生活状況とはあまりにもかけ離れている。メキシコやペルーで筆者の訪問した世帯は、まさに生存の問題がかかっていたように思える。エクアドルのBDHでは、ターゲティングの手法が適正に機能していないのではないかとの印象を

受けた。エクアドルのシステムは、中央集権的でシンプルである。それは長所であると同時に短所でもある。エクアドル国内のデータは全て、首都キトに集められ集中的管理がなされており、地方支局というものは存在しない。このことは地方の実情との乖離した運営になりがちであることは否めない。

一つの補足的な方法としては、地域におけるソーシャル・コーディネーターのような制度（メキシコのような）を採用し、生活実態の適正な把握が考えられよう。この点に関しては、導入の是非について、昨年議論したが、結局、導入しない方向で決着を見たという。

なお訪問時には、エクアドルのBDHは「条件付き」とはいつても、条件の履行を手当受給にあたっては要求していなかった。したがってBDHはターゲットイングによる社会扶助というに過ぎなかった。これゆえ利用者の側には「自立」や貧困の連鎖を断ち切るという、他国の「条件付所得保障制度」に見られる、利用者の「意欲」や「自覚」は希薄であった。

注

- (1) オタバロと商業について、千代勇一「商業民族オタバロの暮らし」山本紀夫編『アンデス高地』京都大学学術出版会（二〇〇七年）、四七五頁以下、所収。

五 むすび

マイクロクレジットをより社会保障法(学)的にみれば、自律支援のための社会福祉サービスの機具貸与の変形とみることも可能であろう。貨幣というきわめて特殊な商品を貸与するが、日常生活費として費消されず、特定の目的(起業、事業拡張など)のためであれば、「現物給付」とみなせる。また貸し付金制度は所得保障の要保障事故には対応していないので、この点からも「現物給付」のサービスと把握するのが適正である。¹⁾ なお利子、担保の有無は制度設計の政策的判断の問題で、さしたる意味は持たない。

そう考えれば、エクアドルで条件付き所得保障給付がマイクロクレジットと有機的に関連づけられているのは妥当であり、わが国の社会保障制度にとって、示唆的であるといえよう。

注

(1) 山田晋「所得保障法の体系と構造・試論」、荒木誠之・桑原洋子編『社会保障法・福祉と労働法の新展開』佐藤進先生追悼論集』信山社(二〇一〇年)、七九頁以下、所収、特に一一一頁参照。